毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行

発行人 大 分 県

編集 三恵印刷株式会社

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

-)	大分県漁港管理条例(昭	(昭和三十三年大分県条例第四十二号)第十一条第一項の規定によ
ことにひ	和二分年	り、甲種漁港施設の使用に当たり知事の	今田二F十二月一日から適用する。甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定
ナンカミワも	外		1. 対 戸 でごえ
	十一月十日		大分県知事 広 瀬 勝 貞
	_	漁港名	許可施設
ない施設の指定大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければなら漁港漁場整備法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定	知事の許可を受けなければなら	小祝漁港	域(別図に示す区域) 指定施設四二−1.5物揚場内番号一○から一九までで示された区域(別図に示す区域)
○告 示		縦覧に供する。)	大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県北部振興局に備え置いて
大分県告示第六百三十八号		·	
令和二年十一月十日二年十二月一日から適用する。二年十二月一日から適用する。当年十二月一日から適用する。等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十九条第五項の規定により	守る物件を次のとおり指定し、令和空十九条第五項の規定により、放置		
大分県知事	大 広 瀬 勝 貞		
漁港名 放置等禁止区域	放置等禁止物件		
小祝漁港 漁港区域(別図に示す区域)	(浮標)		
縦覧に供する。)(「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課(「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課	大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県北部振興局に備え置いて		
大分県告示第六百三十九号			